

3 女性の権利	自由民主党	公明党	民主党	社会民主党	日本共産党	国民新党
(3.1)憲法改定論議についてお尋ねします。「家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等」を定めた日本国憲法第24条につきまして貴党として、改定をめざすか、このまま堅持するか、いずれかを○で囲んでください。また、併せてその理由もお書きください。						
理由 1. 改定をめざす。						
理由 2. 堅持する。	○	○	○	○	○	○
理由		現行規定を重い規定と認識しており、現段階において改定すべきとは考えていません。		戦前、日本の女性は無権利状態に置かれ、家長の所有物に過ぎませんでした。憲法24条によって、女性は人権と平等を獲得する道が拓かれたのです。24条を変えることは、その道を再び、ふさぐこととなります。	家庭生活における個人の尊厳、両性の平等を明らかにした憲法24条は、平等と民主主義を徹底した内容となっており、堅持し、その立場を徹底していくことが大切だと考えています。 日本共産党は、「財界中心」「軍事同盟絶対」の自公政治にかわる「国民が主人公」の政治の実現をめざしており、その「国民が主人公」の政治をすすめる政権・民主連合政府のすすめる改革の大きな柱に憲法を守り、徹底することをすすめています。	(チーム注記：いずれにも○をつけず「検討中です」という回答。)
(3.2)「ジェンダー」という言葉や概念の使用についてお尋ねします。行政文書や学校教科書などでの「ジェンダー」という用語の使用禁止、「ジェンダー」に関する書籍の公立図書館からの排除といった動きがみられますが、貴党はどのようにお考えでしょうか。いずれかを○で囲み、併せてその理由もお書きください。						
理由 1. 「ジェンダー」排除は正しいので支持する。	○					
理由 2. 「ジェンダー」排除は言論弾圧なので取り締まる。						
理由		(チーム注記：「選択肢なし」として以下の記述)「ジェンダー」(社会的差別)という言葉や概念は、男女共同参画基本計画などの行政文書でも使われており、公明党としても、性別による固定的役割分担や偏見を見直し、参画社会の推進へ努力しているところであります。また、「ジェンダー」の正確な理解のための広報・啓発活動を進めることが重要だと考えます。	(チーム注記：いずれにも○をつけず以下の記述)用語の誤解や一部の事例によるものと思われ、男女共同参画政策全般に対する反動が生じていることは残念です。とりわけ学校教育の現場でようやく定着しはじめた、発達段階に応じた適切な性教育に対する批判は、学校現場での戸惑いを生み、正しい知識の普及をなお遅らせるのではないかと危惧されます。	(チーム注記：3として以下の記述)「ジェンダー」排除は言論弾圧であり、不当な弾圧をさせない。理由：「ジェンダー」という用語にかこつけた「男女平等叩き」であり、容認できない。	(チーム注記：いずれにも○はつけず、以下を付記)世界では、国連総会での「ジェンダー主流化」の重要性の確認も受け、ジェンダー平等にむけた施策の策定、見直し、実行などがすすめられていているところであり、これらは女性差別撤廃、男女平等実現のための積極的な流れだと考えています。 日本では、ジェンダーという用語をめぐって、侵略戦争を肯定し、戦前の社会を「理想」のように考えて、国連女性差別撤廃条約の批准そのものを撤回させようとしている勢力が、政府文書や地方の行政文書などから「ジェンダー」の文言の削除、図書の撤去などをとめる攻撃をおこなってきたことは、世界の進歩・発展からの逆行ははなはだしく、また不当な攻撃だと考えています。 しかし、それへの対応は、取り締まることではなく、こうした民主主義、男女平等を否定する勢力を政界の中核から排除することであり、国民の世論と運動で地域社会から孤立させていく大きなたたかいが大事だと考えます。	(チーム注記：いずれにも○をつけず「検討中です」という回答。)
(3.3) 戦争責任処理の問題および「慰安婦」問題について、貴党はどのようにお考えでしょうか。						
理由 1. 「村山談話」を継承する。	○	○	○	○	○	○
理由 2. 元「慰安婦」の方たちを政府として補償を行う。						
理由 3. 「慰安婦」問題を含めた、戦後補償特別立法を推進する。						
理由 4. その他						
					【共産党】「慰安婦」問題は、日本政府が起こした侵略戦争の責任を疑問の余地のない明確な形であきらかにするとともに、被害者に謝罪と補償・賠償をおこなわなければ解決しません。「村山談話」は、「植民地支配と侵略」への「おわびと反省」を示しています。ところが政府は、「慰安婦」問題については、国による補償・賠償責任を明確にせず、民間基金方式をとったために、問題はいまだに未解決です。 日本共産党は、「心からのおわび」を踏まえ、「慰安婦」問題の真の解決のために、国の責任を明らかにし、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律」をつくるために力をつくします。 自公政権は、安倍首相(当時)が「強制連行はなかった」と事実を否定する発言するなど、いまだに「慰安婦」という非人道的行為の清算をまともに行なっていません。こうした態度は、国際的に大きな批判をまびいています。	
(3.4) 人身取引問題について、どのような対応が必要だと考えておられますか。						
理由 1. 人身取引の実態を調査し、防止啓発をすすめる。		○	○	○	○	○
理由 2. 「人(特に女性と子ども)の取引を防止し、抑止および処罰するための議定書」、「国際組織犯罪防止条約」および「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准をすすめる。		○	○	○	○	○
理由 3. 人身取引被害者を対象に、多言語で年中無休のホットラインと支援を提供できるような地域専門サービスを設置する。		○	○	○	○	○
理由 4. その他	平成17年通常国会において、刑法等の一部を改正する法律案を成立させ、人身売買罪及び旅券等の不正交付罪等新設。					
					【共産党】日本共産党は、性的に搾取する目的のために女性や子どもを「売買」するやり方を、許しがたい人権侵害として厳しく批判し続けてきました。「人身売買」を禁止し、被害者を保護するための法改正で一歩前進しましたが、被害者保護は不十分で、シェルター提供などは既存の制度の運用の強化にとどまっています。法律で被害者は保護を受ける権利があることを明確にし、専門スタッフを配置するなど、独自の本格的な対策が必要です。	
(3.5) DV(ドメスティック・バイオレンス)やストーカー、強姦等が社会問題となっています。これらの女性への性暴力について、貴党はどのようにお考えでしょうか。						
理由 1. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「ストーカー行為規制法」の罰則規定を強化する。			○	○		
理由 2. 女性のための性暴力救済センター、相談所を各都道府県に設ける。			○	○	○	
理由 3. 被害者のためのシェルターを増設する。			○	○	○	
理由 4. 保護命令が迅速に出ようDV法を強化する。			○	○	○	
理由 5. その他	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止のため、引き続き広報啓発を推進してまいりたいと考えております。 ＜補足説明＞ ・DV法は、平成13年に議員立法として成立(16年、19年に改正)し、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の共管となっており、上記1(DV法)及び4は法務省所管。 ・ストーカー行為規制法(上記1)は警察庁所管。 ・現在、DV被害者のための、相談、一時保護等の機能を持った配偶者暴力相談支援センターは、全国186箇所を設置されている。都道府県が設置する婦人相談所(厚生労働省所管)その他の適切な施設において支援センターの機能を果たすようにするものとされている(設置については、都道府県は義務、市町村は努力義務)。(上記2関連) ・上記3について、内閣府としては検討していない。	2007年に改正を行ったDV法に基づき、被害者の保護・自立支援の充実を図るとともに、DVを犯罪として適切に対応するための施策を推進します。また、若者に広がるデートDVの予防啓発を進めます。さらに、ストーカーの取り締まり強化や、被害防止のための講習会の開催を推進します。特に、学校内でのストーカーへの対応を強化するため、被害防止の講習会や研修会の開催を推進します。	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)のさらなる強化・充実とともに、性暴力被害者のための迅速で適切な支援体制の整備に取り組みます。 被害当事者や支援者の声を踏まえながら、被害者の保護と自立支援をより実効性のあるものとするため、引き続き、母子への総合的な支援策の充実、DV被害者の保護命令制度の拡充、民間支援団体の財政支援強化、加害者更正策や未然防止策を進めます。		女性への暴力は、女性の間としての尊厳、人権を侵害する差別です。職場、家庭、社会で、女性に対するあらゆる暴力をなくし、女性の尊厳、人権を守ることで、女性の社会にしていかなければならないと考えています。職場、家庭、社会でのあらゆる女性への暴力をなくすために、一つは、必要な法的措置をさらにすすめていくこと、第二には、暴力を許さない社会的な合意をつくっていくことが必要だと思っています。	対策について検討中です。
(3.6) 性的少数派の人たちの権利擁護について、貴党はどのようにお考えでしょうか。						
理由 1. とくに政策は考えていない。			○	○		○
理由 2. 性的少数派に関する立法を考えている。具体的に						
理由 3. その他	○	性的マイノリティの人々への偏見や差別をなくし、理解を深めるため、人権相談体制の強化や多方面にわたる啓発等に努めます。また、性的マイノリティの人々が暮らしやすい社会を実現するために、必要な施策を検討し、環境整備を図っていきます。	性同一性障害者特例法をさらに見直し、未成年の子どもの性同一性変更ができるようになります。「心の性」と「体の性」の不一致に苦しむ性同一性障がい者について、一定の条件で戸籍法の「性別記載」の訂正を認める特例法が2003年に全会一致で成立し、2008年には子のいる者についても子が成年に達している場合には性別変更が認められるよう法改正されました。しかし当事者や有識者からは、未成年の子がいる場合でも性別変更を認めるべきとの声が強強く、改正附則の検討事項に従って一層の見直しを進めるべきであると考えます。	「性同一性障害者特例法(マ)」をさらに改正し、適用の範囲を拡大します。同性間のカップルに対しても異性間のカップルと同等の民法上の権利を保障する法を制定します。	【日本共産党】性的マイノリティの人権保障につとめ、同じ一人の間として、自分らしく豊かに暮らせる社会をつくることが求められています。 仕事や住宅入居などのあらゆる差別をなくし、公的書類における不必要な性別欄の撤廃を求めます。保険適用に性同一性障害をくわえ、治療のできるクリニックの拡充を求めます。公営住宅、民間賃貸住宅の入居や継続、看護・面接、医療決定の問題など同性カップルがいっしょに暮らすにあたっての不利益の解消に力をつくします。	
以上の他に、女性に関わる政策のうち、貴党が優先的に実施を予定されている施策があれば						
	【民主党】 ■生殖補助医療に係る法整備代理出産など生殖補助医療のあり方が社会的な問題となっていますが、日本には生殖補助医療に関する法律が存在せず、日本産科婦人科学会の自主規制に頼っているのが現状です。生殖補助医療に関する基本法制定も視野に入れ、取り組みを進めていきます。 不妊治療については、適応症と効果が明らか治療には医療保険の適用を検討し、支援を拡充します。また、子どもを産まない女性が多いことから、多様な選択を認める社会の実現を目指します。 ■女性の安心な年金制度の確立 すべての人が同じ年金制度に加入することで、就労形態やライフスタイルの変化に対応でき、安心して高齢期を迎えられる年金制度を創ります。 現在の年金制度は、自営業者、被用者、公務員など就労形態によって別々になってきており、多くの人が不公平を感じやすい制度となっています。特に女性については、現在の年金制度が個人単位でなく世帯単位であることから起きる大きな不公平感を解消し、安心の新年金制度を創ります。 ■真の男女平等のための基盤づくり 真の男女平等のための基盤づくりを進めます。自立・自律能力の形成を教育目標に据え、職業体験学習、男性の家庭参加促進教育を進めます。 教員、医療・福祉関係、警察官、入管職員など人権に密接にかかわる仕事の従事者への男女平等教育を進めるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するためクォータ制を含む積極的差別是正措置を講じます。また、雇用の分野における真の男女平等を実現します。 ■生涯を通じた女性の健康保障 性と生殖に関する女性の権利と健康を守るための施策の拡充を図り、女性が心身ともに健康で生き生きと自立して過ごせるよう、総合的に支援します。 10代の望まない妊娠や中絶を減らし、また性犯罪の被害や加害を防ぐため、男女ともに年齢にふさわしい性教育を行います。 女性と男性の生物学的性差や社会的性差に着目し、女性の心身の症状を診る「性差医療」を拡充します。男女間で発症のしやすさや症状、薬の副作用に差があったり、老年期の健康に悪影響を及ぼしかねない病気について、こうした「性差医療」を考慮した医療が行われるようになります。 ■男女共同参画の視点に立った国際協調 世界の紛争地域では、多くの女性と子どもが犠牲となり、被害を被っています。開発途上国においても一般に女性は教育、雇用、健康等の面で男性に比べて弱い立場に置かれています。紛争国や開発途上国で女性の教育水準向上と仕事の充実を図ることは、貧困を是正し、男女格差・国際間格差を解消するために重要な方策です。こうした視点を見守り海外援助に活かすため、政府開発援助(ODA)の予算配分と実施に際して、調査、計画、立案、推進、評価の各段階に男女共同参画の視点を取り入れます。 また、母性保護に関する条約など関係条約の締結や女子差別撤廃条約選択議定書の締結を促進します。 ■選択的夫婦別姓の早期実現 民法を改正し、選択的夫婦別姓を導入します。 現在日本では、本人が希望しても夫婦別姓は認められておらず、婚姻した夫婦の96%が女性が改姓していますが、仕事上の事情から結婚前の姓を名乗り続けたい、生来の姓を自己のアイデンティティとして感じるときのさまざまな理由で夫婦別姓を望む人が選択できる制度を求める声が若い世代を中心に増えています。民主党がこれまで提出してきた民法改正案では、婚外子(非嫡出子)の相続差別をなくすこと、再婚禁止期間を100日に短縮することも盛り込んでいます。	【日本共産党】いま女性たちは、企業や地域など社会のあらゆる分野で、力を発揮しています。しかし女性の役割が正当に評価されず、地位や平等の改善はすすんでいません。それどころか、政府・財界がすすめる正規雇用を非正規雇用におきかえる政策のもとで、職場で働く女性の過半数が非正規雇用となり、格差はますます拡大しています。妊娠・出産による差別的扱いも横行しています。女性にも長時間労働がひろがり、保育所をもっと民間に依存しようという保育政策のもとで保育所不足が深刻となり、家庭や子育てとの両立はいっそう困難になっています。 私たち日本共産党は、こうした現状のもとで悩み、その改善をもとめる女性の願いにこたえて、企業の女性差別や不利益扱いを許さず、差別是正のための法改正をすすめます。女性も男性も仕事と家庭の責任を果たせるよう社会的援助を強め、保育の市場化をすすめる保育制度の改善には反対します。民法改正をはじめ男女平等・人権尊重・民主主義をすべての分野につらぬくために力をつくします。 今度の総選挙の基本政策の三つ目の柱「民主主義がからめられ、人権が大切にされる社会をつくり出す」のトップに「世界でも異常な女性への差別をなくし、『両性の平等』を社会に徹底します」をかかげています。また、これとは別に各分野の政策の一つとして「男女平等」の政策の詳細を発表しています。日本共産党のホームページに掲載されていますので、ぜひご覧ください(http://www.jcp.or.jp/)。				